

# 足立区特定子ども・子育て支援施設

## 指導検査基準

令和5年7月7日適用

(認可外保育施設用)

足立区教育委員会 子ども家庭部 子ども施設指導・支援課

# 指導検査評価基準

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(以下「運営基準」という)又は「認可外保育施設指導検査基準(以下「指導監督基準」という)」に適合していない上、不適合の内容が軽微であるとは言えず、改善も用意とは言えない場合。
B	文書指摘	運営基準又は指導監督基準に適合していないが、不適合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合。

## 目 次

1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1
2 利用料及び特定費用の額の受領	1
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供書の交付	1
4 施設等利用給付認定保護者に関する区市町村への通知	1
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	2
6 秘密保持等	2
7 職員、設備及び会計に関する諸記録	2
8 記録の保管	2

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
2	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
3	認可外保育施設指導監督基準	指導監督基準



認可外保育施設

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>1 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を分担するか否かによって差別的な取扱いをしてないか。</p>	<p>(1) 運営基準第59条</p>	<p>(1) 差別的な取扱いをしている。</p>	<p>C</p>
6 秘密保持等	<p>1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども、又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>1 正当な理由があった場合を除き、職員であった者を含めて、施設が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>&lt;必要な措置の例&gt; 規程の整備、雇用時の取り決めなど。</p> <p>1 あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1) 運営基準第60条1</p> <p>(2) 運営基準第60条2</p>	<p>(1) 秘密が漏れることがないよう必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) あらかじめ文書による同意を得ていない。</p> <p>(2) 同意の取得が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
7 記録の整備	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>《職員に関する記録の例》 職員名簿、資格証明書、職員履歴書、労働者名簿 出勤簿</p> <p>《設備に関する記録の例》 施設平面図</p> <p>《会計に関する記録の例》 予算書、貸借対照表、財産目録、総勘定元帳、現金出納簿 契約書、領収証、レシート</p>	<p>1 特定子ども・子育て支援施設が備えるべき記録があるか。</p>	<p>(1) 運営基準第61条1 (2) 指導監督基準9(1)</p>	<p>(1) 備えておくべき記録が整備されていない。</p> <p>(2) 備えておくべき記録の整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
8 記録の保管	<p>特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び同第五十八条の規定による区への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>1 提供した日及び時間帯、支援の具体的な内容の記録及び運営基準第58条に規定する区へ通知した記録を整備し5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 運営基準第61条2</p>	<p>(1) 記録が5年間保存されていない。</p>	<p>C</p>